

第3編 自主防災組織等の活動

第1章 自主防災組織による避難対策

1 自主防災組織の役割

(1) 自主防災組織とは

災害対策基本法第5条（市町村の責務）には、「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」と規定されています。

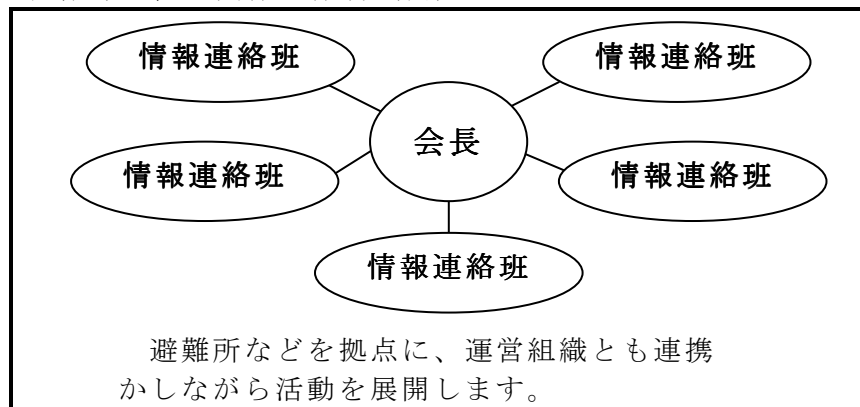
自主防災組織は、防災に関する住民の役割を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導等の活動を行う組織、いわば実働部隊です。

自主防災組織の活動においては、男女のニーズの違いを的確に理解し、とりまとめる事が重要となりますので、女性の参画を積極的に進めましょう。

「自分たちの地域は自分たちで守る」

市町村の体制だけでは、すべての住民に対し、情報の伝達・収集、避難誘導、安否確認などの対応は絶対に取りません。そのため、市町村は、**自主防災組織、避難所運営組織の力を取り入れた体制**を構築します。

(2) 自主防災組織等の住民団体の体制（例）



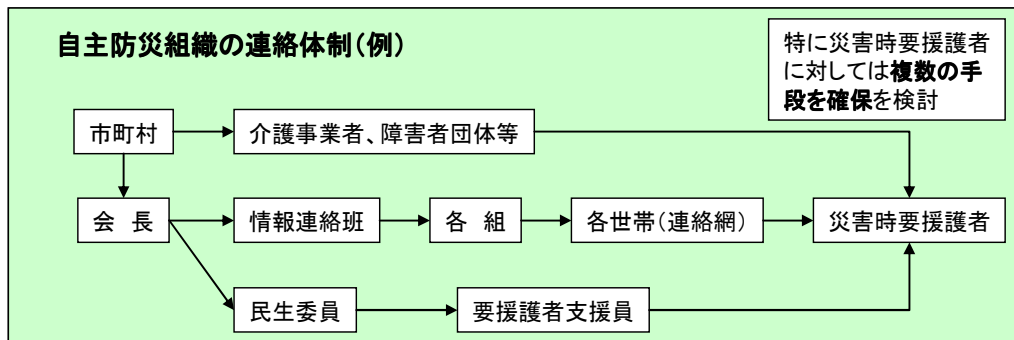
2 情報連絡班の役割

大規模災害が発生する恐れがある場合または現に発生した場合等に、市町村が的確な予防、応急対策をとるためには、**災害情報の正確かつ迅速な伝達及び収集**が必要です。そのために、市町村においては、**自主防災組織を中継点とした体制づくり**がなされます。

(1) 自主防災組織は、市町村からの情報を受けたときには、正確かつ迅速に地域の住民に対し情報を伝達します。

- ・自主防災組織において、情報連絡の責任者を定めておき、組織的な連絡網、直接的な声かけ等により情報を伝達します。
- ・組を単位とした連絡網、民生委員等の協力を得た情報伝達体制を定めます。
- ・聴覚障害者、寝たきり老人等、災害時要援護者に対しては、**本人への連絡と併せ、支援者への連絡**を行うようにします。(特に要援護者に対しては複数の連絡体制を整備します。)
- ・地域に居住する、日本語を解さない外国人に対しても、避難に関する情報を伝達します。
- ・**避難準備(要援護者避難)情報が出された場合には、災害時要援護者へは避難を開始するよう連絡**します。

《平常時の活動》連絡体制(災害時要援護者を含む)を検討します。



- ・外国人についても、非難場所等を周知するとともに、日頃から地域住民としての役割等の理解を促すなど、**地域コミュニティ**の形成を図ります。
- ・伝達手段については、電話が使えないことも想定し、直接的な声かけ、携帯メールも含め、複数の手段を検討します。

(2) 情報連絡班は、被害状況の収集に関し、次のような活動を行います。

- ・情報連絡班員は、いち早く区域内の居住者へ避難勧告等を伝達するとともに、被害状況(建物、道路等の被害状況等)を収集し、自主防災会の会長へ連絡する。
- ・自主防災会の会長は、市町村へ報告します。
- ・その際、「被害なし」という情報も、災害の全体像をつかむための重宝な被害情報になるので、報告するようにします。
- ・災害が発生すると、住民はデマ等に惑わされ、混乱し、被害を大きくする恐れがあるので、住民への情報の提供、指示等は迅速かつ正確におこないます。

・避難指示が出ても、避難しない人がいる場合、情報連絡班は各家庭をまわり、直ちに避難行動を開始するか、生命を守る最低限の行動をとるよう呼びかけます。

3 消火班の役割

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくするものです。消火班は、出火防止と初期消火に努めます。

(1) 震災時においては、次のような活動基準により消火活動にあたります。

- ・大地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じた後、速やかにポンプの格納庫に参集します。
- ・組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動します。
- ・放水は原則として屋外で行う。
- ・火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ・消防機関が到着したら、その指示に従う。

《平常時の活動》

- ・日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、組織内の家庭からは絶対に火を出さないということを徹底しておくなど、防火意識の向上に努めます。
- ・過般式小型動力ポンプ等の機械器具、資機材の点検を行います。消防団との連携も重要です。

(2) 地域の事業所等の自衛消防組織が存在する場合には、**市町村と通して、消火活動等について協力が得られるような体制**を構築します。

4 避難誘導班の役割

(1) 全員が組織（組・班単位）としてまとまって避難できるよう、的確な指示をします。

- ・住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自己地域の目印となるものを携帯します。
- ・避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意します。
- ・震災の際は、瓦やガラスなどの落下物に注意し、ブロック塀、自動販売機等の近くを歩かないようにします。
- ・避難所が使えなくなった場合は、住民に対し代替の避難所に移る旨を説明したうえで、避難所へ移動します。
- ・東海地震に係る警戒宣言が出された場合には、事前避難対象地域に係る住民は避難を開始します。

《平常時の活動》

- ・あらかじめ、地域の地形、地域内の危険物の所在の状況等を考慮し、地域としての集合場所、避難場所を決定し、組織の防災計画に定めておきます。
- ・市町村地域防災計画において指定されている避難地・避難所を把握しておきます。
- ・集中豪雨、台風、長雨等により山崩れが起りやすい斜面、地すべりが起りやすい山の斜面、土石流が起りやすい溪流、河川の増水・堤防の越水等による浸水の恐れがある指定避難場所等について、**住民は前もって代替の指定避難所**を市町村と協議し、決めておきます。

- ・耐震性の有無を考慮し、代替の地区避難所を検討します。
- ・東海地震に係る注意情報の段階で、避難誘導班は初動体制を立ち上げるとともに、災害時要援護者に避難行動を開始させます。

(2) 避難予定地の状況を確認し、安全な経路を選定する。

・集中豪雨、台風、長雨等により山崩れが起こりやすい斜面、河川の増水・堤防の越水等による浸水の恐れがある箇所を把握し、安全な経路を選定します。

《平常時の活動》

- ・避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案し、あらかじめ、第2、第3のルートを想定して計画を立てておくようにします。

(3) 組・班単位で安否確認を行い、避難誘導班に情報を集めます。

- ・避難誘導班では、**組・班を通じて一次避難地等で人員の確認**を行います。不明な人がいる場合、手分けして**安否確認を行うとともに、救出・救護班にも情報を伝達**します。
- ・避難者名簿により、民生委員の協力も得て、安否確認をします。

《平常時の活動》

- ・あらかじめ世帯台帳等を備えるようにします。(個人情報の保護の観点から、他の目的には使用しない。)
- ・家族同士、友人知人の安否確認は災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話による災害用伝言板等のサービスの普及をします。

〈自主避難〉

台風、長雨等により、河川の異常増水や水量の急増による岩石の流出、異音などの現象から危険と判断される場合、市町村からの防災行政無線等の避難勧告・避難指示を持たずに、自主防災組織の会長の判断等により自主的に避難します。

→ 自主防災組織において、自主避難した際は、市町村へ避難場所、人数等を報告します。

5 救出・救護班の役割

- (1) 救出・救護班は、安否確認を行い、要救助者がいるときは協力しし救助します。

- ・災害時要救護者がいる場合には、会長を通して、市町村へ報告します。
- ・大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行なうとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請します。
- ・できるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害発生の防止に努めます。
- ・倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、消火班と連携し、救出活動にあたります。
- ・災害時要援護者台帳やマップ等を活用するなど、避難誘導班と連携し、効果的な救出活動を行ないます。

《平常時の活動》

- ・資機材の備蓄をするとともに、日頃から使い方について訓練を行ないます。

(例)

ボール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、敷き板、角材、斧、一輪車、鉄パイプ、防塵マスク、防塵メガネ など

- (2) 市町村が行なう救護対策に協力します。

- ・地域に医療関係者がいる場合、地区救護所での救護活動に協力してもらいます。
- ・地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受入等について承諾を得ます。

《平常時の活動》

- ・あらかじめ、防災資源となりうる技能、ノウハウを持った住民を把握し、台帳として備えておきます。

6 給食・給水班の役割

特に地震が発生した場合には、流通の停止、ライフラインの供給停止が予想され、食料、飲料水等が不足することになります。

発災後は、避難所運営組織の食料・物資班として活動しますが、平常時、地域の個人備蓄の普及や炊き出し訓練等を実施します。

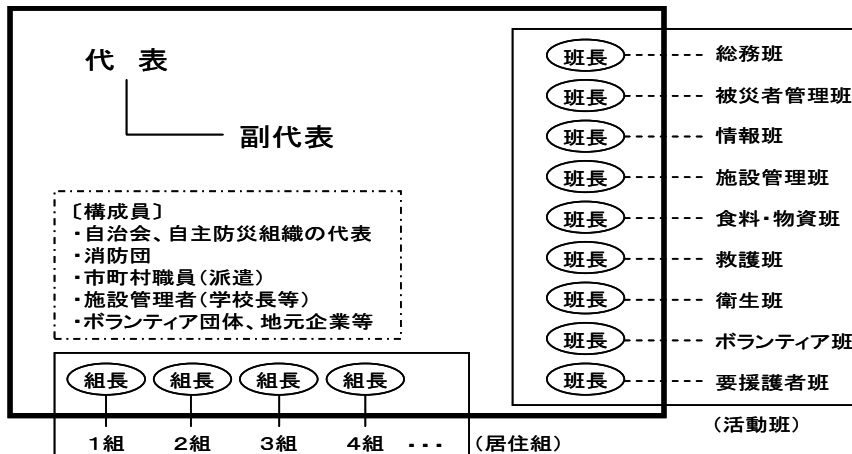
第2章 避難所運営組織による避難所運営

1 避難所運営組織の事前設置

本来、避難所の運営は市町村が行なうことを想定しています。しかし、阪神・淡路大震災では、市町村主体の避難所運営は難しいことが分かりました。また、地域住民が避難所運営に関わることが避難所の円滑な運営のために必要であることも明らかになりました。

そこで、大規模地震発生時には地域住民（避難者）が、避難所を一定期間、臨時の生活拠点として利用することを前提にして、避難所が避難者にとって秩序のとれた生活拠点として機能するよう、事前に避難所を運営する組織として、「避難所運営組織」を設置し、避難所の自主運営体制の確立を図ることが必要となります。

2 避難所運営組織の組織構成



※避難所運営には、男女のニーズの違いを的確に理解し、とりまとめることが重要となりますので、女性の責任者を配置するなど、女性の参画を進めることが必要です。

3 避難所運営組織の役割

《初動期》

初動期とは、災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行なう期間です。

(1) 避難所担当職員に協力し、避難所の開設を行ないます。

《展開期》

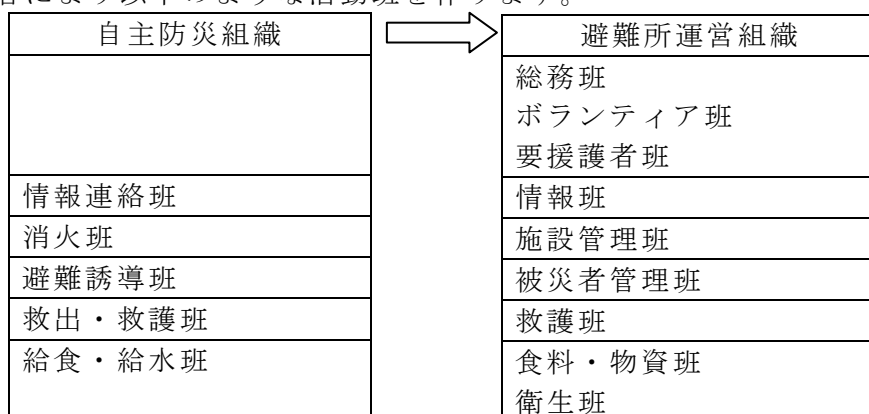
展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までの期間を示します。避難者にとっては避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期です。

(2) 居住組の代表選出

災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取りかかります。各居住組では組長と各活動班への代表者を決めます。組長等はできるだけ交替制とするなど個人の負担が偏らないように注意します。

(3) 各活動班の設置

避難所内で発生する様々な作業を行なうため、各居住組より選出された代表者により以下のような活動班を作ります。



※自主防災組織を包括する避難所運営組織を立ち上げます。その際、自主防災組織の人員を、順次、避難所運営組織の各班へ移行していきます。

(4) 避難所運営会議の開催

市町村災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルールの決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に進めるため、**毎日時間を定めて1回以上、運営会議を開催**します。

(5) 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所の移動が必要な場合は、避難者の了解を得て、**部屋の統廃合など避難場所の移動**を行ないます。また、避難所開設直後から、避難所内で場所の移動があることを周知しておくことも必要です。

《安定期》

安定期とは、災害発生後3週間目以降を示します。

この時期は、毎日の生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下する時期でもあります。また、被災者の多様化するニーズに対して、柔軟な対応が要求される時期です。

(6) 避難所運営会議の開催

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行ない、**必要事項を協議・決定**するなど、**引続き運営会議**を開催します。

(7) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や、班の再編成を行ないます。

(8) 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行ないます。

《撤収期》

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとって本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる期間です。

この時期は、避難者の生活再建、避難所施設の本来業務の再開に向けての対応が必要な期間です。

(9) 避難所運営会議の開催

避難所閉鎖についての避難者の合意形成を行ない、適切な残務整理を進めます。

(10) 避難所の撤収

避難所運營業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等の整理をし、市町村災害対策本部に引き継ぎます。また、使用した施設は元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収します。

《平常時の活動》

→ 災害が発生した際に、円滑に避難所運営を行なうためには、平常時における事前の準備と体制作りは欠かせません。具体的には次のような活動が考えられます。

(1) 避難所運営マニュアルの作成

各避難所の担当職員を中心に、実情に応じたマニュアルを作成します。

(2) マニュアルに従った訓練の計画的実施

運営組織の運営が円滑に行えるよう、また地域住民の防災意識を高めるため、必要に応じて訓練を行ないます。

(3) 避難所の鍵の管理

緊急的な避難を要する場合に備えて、運営組織の判断により避難所を開設できるよう、あらかじめ鍵の管理方法を取り決めておきます。

(4) 施設の点検方法の確認

避難所の安全性の判断は、応急危険度判定士が判定を行ないますが、市町村避難所職員や施設管理者がいない場合で、迅速に施設内への避難が必要な場合には、運営組織が目視による施設の点検を行なう必要があります。そのため、その点検方法を事前に確認しておきます。

(5) 避難所でのルール作成

避難所での生活をすこしでも過ごしやすいものとするため、避難所の共通のルールを検討、作成し、住民に周知します。

避難所運営組織のメンバーが、定期的集まることが重要

4 居住組の役割

「居住組」とは、自治会等の組単位（または複数の組み合わせ）で避難者をいくつかに分けた「組」のことです。

(1) 組長の選出

組長は、組員の人数確認などを行なうとともに、組員の意見をまとめて運営会議へ提出する代表者の役割を担います。組長については、適宜、交代をします。

(2) 当番制の仕事

公共部分の清掃、炊き出しの実施、生活用水の確保などの仕事を当番制で行ないます。

(3) 在宅被災者の把握

在宅被災者に対しても、市町村災害対策本部によって食料・物資の提供などが地域の防災拠点である避難所で行なわれます。そこで、在宅被災者数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動の際などに、在宅被災者の人々に対して、避難所への申し出を呼びかけます。

5 総務班の役割

(1) 市町村災害対策本部との調整

避難所運営組織の事務局として、災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行ないます。連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提としますが、急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告するといった臨機応変な対応をします。

(2) 避難所レイアウトの設定・変更

大勢の人々が共同生活を円滑に行えるよう、災害発生時期・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定し、張り紙等により周知します。

(3) 防災資機材や備蓄品の確保

救出・救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸し出します。運営用の電話、FAX、パソコン、事務用品等を確保します。

(4) 避難所の記録

避難所運営会議の内容等を記録します。避難所内の情報を記録として一本化することは、避難所での出来事を正しく残すだけでなく、後生への教訓としても非常に有用な資料になります。

《平常時の活動》

(1) 避難所のレイアウトの検討

避難所として使える場所、使えない場所を把握した上で、避難所のレイアウトをあらかじめ決めておきます。

(2) 備蓄品、事務用品等の点検

日頃から、備蓄品等の点検を実施するとともに、電話、FAX、パソコン等の確保方法を検討しておきます。

6 被災者管理班の役割

(1) 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、**最初に行なわなければならない重要な仕事**であり、安否確認に対応したり、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給するために、不可欠なものです。できるだけ迅速かつ正確に作成することが必要です。

- ・避難者名簿の整理
- ・退所者・入所者の管理
- ・外泊者の管理

(2) 安否確認等問い合わせへの対応

被災直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到します。また、避難所には様々な人々が入り出ることが予想されます。そこで、安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応し、**来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、避難所内にむやみに立ち入ることを規制**することが必要です。

- ・安否確認に対応します。
- ・避難者へ伝言を連絡します。
- ・来客への対応をします。

(3) 取材への対応（マスコミ、調査・研究者）

避難所によっては各種マスコミの取材を受けたり、調査に対応することが予想されます。混乱を避けるために、**避難所として代表者が対応**することが必要です。

- ・取材への基本的な対応方針について、運営会議で決定します。
- ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は原則として禁止します。
- ・取材者の身分を確認し、避難所の見学には必ず班員が立ち会います。

(4) 郵便物・宅配便等の取次ぎ

避難者あての郵便物等は、かなりの量にのぼることが予想されます。迅速にかつ確実に受取人に手渡すためのシステム作りが必要です。

- ・郵便物等については、**郵便局員や宅配業者から避難者へ直接手渡**してもらいます。
- ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管します。

《平常時の活動》

(1) 避難者名簿の作成方法の検討

災害発生時間・被害状況・避難状況によって名簿の作成をどのように行なうかなどについてあらかじめ決めておきます。

(2) 安否確認等問い合わせへの対応方法の検討

電話による問い合わせへの対応方法や、避難者へ伝言を残す方法などについて検討し、あらかじめ決めておきます。

(3) 取材への対応方法の検討

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについては、運営会議で決定する必要がありますが、取材を許可した場合の申し込み方法や取材を行なう際の注意事項をあらかじめ決めておきます。

(4) 郵便物等の取り次ぎ方法の検討

避難者あての郵便物等を迅速かつ確実に受取人に手渡すための方法をあらかじめ決めておきます。

7 情報班の役割

(1) 情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するためには、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集に努める必要があります。

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集することも必要です。
- ・定期的に市役所や町村役場、出張所に出向き、公開されている情報を収集します。
- ・他の避難所と情報交換をします。
- ・テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから、情報を収集します。
- ・集まった情報をわかりやすく整理します。

(2) 情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することによって、市町村災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。

- ・情報発信の窓口を一本化し、避難上から発信した情報の整理を行ないます。
- ・避難所は地域の情報拠点となり、地域への情報発信にあたります。

(3) 情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切なことです。避難所内にある情報を効率よく、かつ漏れの内容に避難者に行き渡らせる必要があります。

- ・避難所内での情報伝達は、**原則として文字情報（張り紙等）**によるものとします。
- ・避難者や在宅被災者に市町村災害対策本部等からの情報を伝えるための「**広報掲示板**」と避難所運営用の「**伝言板**」を作成、管理します。
- ・特に重要な項目については、避難所運営会議で連絡し、居住組長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらう必要があります。
- ・避難者個人あての連絡用に居住組別に伝言箱を設け、居住組長が受け取りにくる体制を作ります。その取扱いについてはプライバシーの保護に留意します。

《平常時の活動》

- ・災害時の通信手段を把握した上で、情報収集、情報発信、情報伝達の方法について検討し、あらかじめ決めておきます。

8 施設管理班の役割

(1) 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる2次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行なう必要があります。

- ・**応急危険度判定士による施設の応急危険度判定**を受けます。
- ・危険箇所への立入りは厳重に禁止し、修繕が必要な場合は早急に行ないません。

(2) 防火・防犯

災害後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。過去の大地震では、女性や子どもに対する暴力等が増加したという報告があります。また、**集団生活においては火災の危険性も増大**します。そのため、防火・防犯に留意することを避難所内外へ呼びかけていく必要があります。

- ・火気の取扱場所を制限し、取扱いに注意します。
- ・夜間の当直制度を設けます。
- ・防火・防犯のために、夜間の巡回を行います。
- ・女性や子どもの安全・安心に十分な注意を払います。

《平常時の活動》

(1) 危険箇所への対応手段の準備

危険箇所への立ち入りを厳重に禁止するため、張り紙やロープを用意します。

- (2) 防火・防犯に関する避難所での留意事項の検討
- (3) 夜間のパトロール方法の検討

9 食料・物資班の役割

(1) 食料・物資の調達

災害発生直後は食料の十分は配布は行えません、代表を經由して、市町村災害対策本部へ**避難所の場所、避難人数や必要な食料・物資を速やかに報告**するとともに、避難者の食料、物資に対する要望をまとめ、それらの支給を市町村災害対策本部に働きかけます。

- ・災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として対応策を考える必要があります。
- ・状況が落ち着いてきたら、避難者のニーズを把握して食料等の要請を行ないます。
- ・食料・物資の要請は、将来的な予測をたてて行ないます。

(2) 炊き出し

災害対策本部から食料等が支給されるまでの間、避難者自らが行なう炊き出しは、食料確保に重要な役割を担います。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられている場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行ない、健康な食生活ができるよう努めます。

(3) 食料・物資の受入れ

災害対策本部などから届く食料・物資の受入れには、大量の人員を必要とします。当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資を搬入します。

(4) 食料の管理・配布

避難所内にある**食料の備蓄状況を把握**することは、避難所の運営において必須の仕事です。特に災害発生直後の混乱した状況では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に配布することが重要となります。

(5) 物資の管理・配布

避難所内にある**物資の種類とその在庫数を把握**することは、避難所の運営において必須の仕事です。物資の在庫や状態を把握することで、避難所のニーズに迅速に対応することが可能となり、状況を見ながら不足しそうな物資の支給を効率よく災害対策本部に働きかけていくこともできます。

《平常時の活動》

(1) 必要食料・物資の把握方法の検討

災害対策本部から食料等の提供を受けるためには、まず避難者数を把握し報告する必要があるため、**被災者管理班と連携**を図ります。

(2) 炊き出し訓練の実施

災害時の状況によって調達できる道具が異なることも考えられることから、実践的な訓練を実施します。

(3) 食料・物資の受入方法等の検討

災害対策本部などから届く食料・物資の受入れには大量の人員が必要となるため、効率よく食料等の搬入ができるよう受入方法をあらかじめ決めておきます。

(4) 食料等の備蓄についての地域住民への啓発活動

災害対策本部などから食料・物資が届くまでのつなぎとして、最低3日分の水や食料等を各家庭で確保しておくよう、機会をとらえて啓発します。

10 救護班の役割

災害時に、すべての避難所に救護所に救護班が設置されるとは限りません。できる範囲で病人や怪我人の治療に当たり、障害者や高齢者などの災害時要援護者の介護を行なっていく必要があります。

- ・ 近隣の救護所、医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備えます。
- ・ 避難所内に医務室を設け、医薬品の種類、数量について把握します。
- ・ 避難所内の疾病者について把握します。
- ・ 心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請することも必要となります。(受付の際の聞き取りにより把握し迅速な対応を行ないます。)

《平常時の活動》

(1) 応急救護方法の習得と啓発

避難所において、できる範囲で病人・けが人の治療に当たれるよう、応急救護方法の習得と啓発を行ないます。

(2) 救急用品の実態把握

避難所内にある医薬品の種類、数量について把握します。

11 衛生班の役割

(1) ゴミに関すること

避難所では多人数が生活するために、大量のゴミが発生します。また、特に災害発生直後の混乱した状況下では、ゴミの収集も滞る恐れがあります。

- ・ 避難所敷地内の屋外にゴミ集積所を設置します。
- ・ ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちます。

(2) 風呂に関すること

多人数の避難者が生活する避難所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるようにする必要があります。

- ・ もらい湯を奨励します。
- ・ 仮設風呂・シャワーが設置されたら、当番を決めて清掃を行ないます。

(3) **トイレに関すること**

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。**避難者の人数に応じたトイレを確保**し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において、重要な仕事です。

- ・トイレの使用可能状況を調べます。
- ・トイレ用水を確保します。
- ・トイレの衛生管理には十分に注意を払います。

(4) **掃除に関すること**

多くの人が共同生活を行なう避難所では、**避難者全員が、避難所内の清掃を心がける**必要があります。

- ・共有部分の清掃は、居住組を単位として当番制をつくり、交代で清掃を実施します。
- ・居室部分の掃除は、毎日1回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかけます。

(5) **衛生管理に関すること**

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえません。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払う必要があります。

- ・「手洗い」を徹底します。
- ・食品の衛生管理を徹底します。
- ・避難所での集団生活においては、**インフルエンザなどの感染症が蔓延しやすくなる**ため、**十分な予防策**を講じます。

(6) **ペットに関すること**

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。

- ・**原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止**します。
- ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場所で飼育します。

(7) **生活用水の確保**

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要な仕事です。生活用水の確保は、**労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行ない**ます。

- ・避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別します。
- ・飲料・調理用、手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用、風呂・洗濯用、トイレ用の水を確保します。

《用途別の生活用水の使い方の例》

用途 水の種類	飲料水 ・ 調理量	手洗い・洗顔・ 歯磨き・食器洗 い用	風呂用・洗濯 用	トイレ用
飲料水	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川水	×	×	×	◎

(凡例)

◎：最適な使用方法、○：使用可、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：使用不可

《平常時の活動》

(1) 衛生管理に関する知識の習得と啓発

風邪や伝染病等の発生の予防といった集団生活における衛生管理に関する知識の習得と啓発を行ないます。

(2) ゴミ、風呂、トイレ等の設置、管理方法の検討

ゴミ集積場、仮設風呂、仮設トイレの設置場所について検討するほか、それらを利用する際のルールをあらかじめ決めておきます。

(3) ペットの管理方法の検討

さまざまな人が生活する避難所内で、トラブルが生じないようにするため、ペットの管理方法についてあらかじめ決めておきます。

12 ボランティア班の役割

(1) ボランティアの受入れ

災害時、避難所へは多数のボランティアが駆けつけることが予想されます。頼りすぎにならないように注意しながら、ボランティアに協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営していきます。

- ・ 避難所にボランティアの受入れ窓口を設置します。
- ・ 避難所運営の中で、マンパワーを必要とする部分については、市町村災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティアの支援を受けます。

(2) ボランティアの管理

ボランティアに対してどのような協力を求めるのかについて、運営会議で検討します。

《平常時の活動》

(1) 地域ボランティアへの協力呼びかけや体制づくり

(2) 一般ボランティアの受入れ、管理方法の検討

13 要援護者班の役割

(1) 避難所における要援護者用窓口の設置

- ・要援護者からの相談に応じると共に、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供等を実施します。
- ・女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置します。
- ・避難支援プランを基に作成した要援護者リストと避難者名簿等を照らしつつ、未確認の要援護者を市町村、自主防災組織（救出・救護班）、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めます。

(2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請

把握したニーズのうち、避難所では対応できないものについては、必要な支援の内容を可能な限り具体化して、市町村災害対策本部に対し、迅速に要請します。

（例）看護師、介護職員、手話通訳者等の応援派遣、ポータブルトイレ、マット畳等の物資・備品の提供

(3) 避難所における要援護者支援への理解促進

- ・避難者全員、または要援護者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応します。
- ・避難所における要援護者支援に関する地域住民の理解を深める必要があります。

《平常時の活動》

- (1) 自主防災組織と連携し、要援護者リストの整備
- (2) 要援護者に関し、地域住民の理解の促進